

令和5年度 デジタル化推進事業
伊豆の国市LINE 公式アカウント情報配信等システム構築業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

現在、本市が抱えている情報発信に関する課題を解決するため、「ライフプラットフォーム」としての利用が定着しているSNSツール「LINE」の拡張機能を利用し、誰もが市政情報に対し、双方向的に、また、よりスムーズにアクセス可能な環境を構築するものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和5年度 デジタル化推進事業
伊豆の国市LINE 公式アカウント情報配信等システム構築業務

(2) 業務内容

別紙仕様書に記載

(3) 委託契約期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 委託上限額

5,478,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記の委託上限額には、本業務を履行するために必要な全ての経費を含む。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

【基本的要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 参加者又はその役員等が、伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する者に該当しないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公募開始日から企画提案特定の日までに、伊豆の国市指名停止等措置要綱（平成18年訓令第14号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (5) 伊豆の国市民税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 伊豆の国市に物品役務の入札参加資格を有する者であること。
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

【その他要件】

- (1) 過去5年（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）以内に地方公共団体等の発注する「LINE 公式アカウント情報配信等システム構築業務」又は同様の業務を行い、完了した業務実績を有すること。
- (2) ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。

4 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の必要書類を提出すること。

- (1) 参加申込にかかる提出書類（A4サイズを基本とすること。）

① 提出期限

令和5年4月14日（金）午後5時まで

② 必要部数

各1部

③ 必要書類

提出書類等	留意事項
ア プロポーザル参加申込書 (様式第1号)	
イ 会社概要書 (様式第2号)	
ウ 業務実績報告書 (様式第3号)	※過去5年（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）以内に地方公共団体等の発注する「LINE 公式アカウント情報配信等システム構築業務」又はそれに類似した業務を行い、完了した業務の概要を記載すること。（主なものを3件まで記載）
エ 暴力団等の関与がないことの誓約書 (様式第4号)	
オ ISO27001 又はプライバシーマークの取得を証明できる資料 (任意様式)	※証明書や登録証の写し等

(2) 企画提案書等に関する提出書類 (A4サイズを基本とすること。)

① 提出期限

令和5年4月27日(木)午後5時まで

② 必要部数

正本1部 副本8部

※ア～カまでの資料を1冊にまとめ、提出すること。

③ 必要書類

提出書類等	様式
ア 企画提案書 鑑	様式第5号
イ 会社概要書	様式第2号 ※申込時と同様のもの
ウ 業務実績報告書	様式第3号 ※申込時と同様のもの
エ 企画提案書	任意様式
オ 提案事業概要	様式第6号
カ 参考見積書	任意様式

(3) 提出方法

(1)(2)共に、提出書類は、持参又は郵送にて、伊豆の国市情報政策課に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申立等は受け付けない。

【提出先】

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の 6

静岡県伊豆の国市情報政策課

(4) 提出書類の取扱い

- ① 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は原則認めない。
- ② 提出書類は、本件選考後も返却しない。
- ③ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ④ 提出書類(③で複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- ⑤ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例(平成17年伊豆の国市条例第8号)に基づき公開する場合がある。

- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、伊豆の国市個人情報保護条例（平成17年伊豆の国市条例第9号）の規定により取り扱う。
- ⑦ 提出書類の内容について、追加書類を求める場合がある。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第7号）により、電子メールで提出すること。電話による質問は不可とする。

なお、質問書の提出後、事務局へ電話にて受信確認を行うこと。

【提出先】

静岡県伊豆の国市情報政策課

Mail:system@city.izunokuni.shizuoka.jp

※件名：【〇〇〇〇（会社名）】伊豆の国市自治体公式LINE 情報配信等システム構築業務に関する質問

(2) 質問に対する回答方法

本プロポーザルへの参加を表明した事業者に対し、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答するものとする。また、質問の回答はこの要領の追加又は修正とみなす。

6 企画提案書等の作成に当たっての留意点

(1) 企画提案書（任意様式）

提案者の経験・アイデア・創意工夫にあふれる提案を積極的に行うこと。また、仕様書に記載している仕様を満たした上で、利用者がより利用しやすいサービスとするため、仕様以外で実装可能な機能、今後の新たな機能の向上や追加を可能とする提案を行うこと。

(2) 参考見積書（任意様式）

- ① 本要領2（5）に示す金額を上限とし、本業務における見積書（任意様式）を提出すること。
- ② 見積金額は、次の項目に分類して内訳を提示すること。

ア システム構築費

以下を含むものとする。

- ・初期構築費（アカウント発行費用を含む）
- ・メール連携機能設定費
- ・予約機能設定費
- ・リッチメニューデザイン費

※導入時から令和8年3月31日まで使用可能なシステムの構築を前提とする。

イ 令和5年度の使用料

以下を含むものとする。

- ・令和5年度中の利用にかかる使用料及び保守費用。

ウ その他

以下は本契約には含まないが、評価の対象とするため、提示すること。

- ・令和6年度、令和7年度のシステム利用にかかる使用料及び保守費用。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 実施方法

リモートで実施する。リモート環境（zoomID等）については、本市が用意する。（Zoom Video Communicationsが提供する「Zoom」の利用を想定）なお、プレゼンテーションについては非公開により実施するが、動画データとして記録するので、あらかじめ了承されたい。

※「Zoom」を使用する場合については、事前に接続テストを行う。テスト日程は、提案者に別途通知する。

※災害等その他リモート環境に障害が発生し、やむをえない理由によりプレゼンテーションが実施できない提案者については、別途日程を通知する。

(2) 実施予定日

令和5年5月17日（水）から令和5年5月19日（金）までの期間のいずれか

※最終的な実施日時は、別途個別に通知する。

(3) 1提案者当たりのプレゼンテーション・ヒアリングの実施時間

1企画提案者当たり30分（説明20分 質疑10分（※質疑事項があれば））

(4) プレゼンテーションの出席者

説明員は本件の担当者を含む3名以内とする。

(5) 禁止事項

プレゼンテーションでの説明に用いた映写画像の内容が、提出された企画提案書の内容と異なり、若しくは新たに追加又は変更をしないこと。

8 審査の方法

(1) 審査の基準

伊豆の国市LINE公式アカウント情報配信等システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、あらかじめ定められた評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

7のプレゼンテーション及び企画提案書等の資料内容を評価基準に沿って審査し、最終提案者1者を契約候補者として選定する。

(3) 評価基準

評価基準（別紙1）のとおり

(4) 失格事項

- ① 提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提出すべき書類に重大な不備があった場合（誤字脱字等軽微なものを除く。）
- ④ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超えた場合
- ⑥ プレゼンテーションの審査当日、リモート開始時刻に遅れた場合（ただし、災害等による停電等、提案者の責によらない場合を除く。）
- ⑦ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- ⑧ その他著しく信義に反する行為があった等、契約締結が困難と認められた場合。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に通知するが、不服及び異議の申し立ては受け付けない。

9 業務委託契約の締結

選定委員会において、本市にとって最適な提案をした者を選考し、契約対象者とする。本市と契約対象者との間で契約条件の協議が整い次第、随意契約の手続きにより、業務委託契約を締結する。

10 スケジュール

公募開始日	令和5年3月30日（木）予定
参加申込書等の提出期限	令和5年4月14日（金）
質問書の提出期限	令和5年4月20日（木）
※質問回答は随時対応する。	
企画提案書等の提出期限	令和5年4月27日（木）
プレゼンテーション予定日	令和5年5月17日（水）～19日（金） 上記期間のいずれか（詳細別途通知）
審査結果通知予定日	審査完了後、速やかに通知
契約締結日	令和5年7月中旬から下旬を予定
※各日程は、事務局等の都合により変更する場合がある。	

11 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した

費用は全て提案者の負担とする。

- (3) 提出書類等の内容について、本市が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 問い合わせ先（事務局）

〒410-2396

静岡県伊豆の国市田京 299 番地の 6

伊豆の国市情報政策課 担当：萩原・山本

電話：0558-76-8015

F A X：0558-77-2835